



島根県報

令和5年10月3日（火）

第 4 5 3 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定施業要件の変更	（ ” ）	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	3

【公 告】

基本測量の終了	（技 術 管 理 課）	4
公共測量の実施（4件）	（ ” ）	4

【正 誤】

令和5年3月31日付け島根県報号外第46号中	（人 事 課）	5
------------------------	---------	---

告 示

島根県告示第666号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年10月3日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
仁多郡奥出雲町高尾1786-1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第667号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年10月3日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第668号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年10月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 区域の名称 海士小学校西

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から6号までを順次に結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線により囲まれ

た区域及び次に掲げる地番の土地に存する標柱7号から13号までを順次に結んだ線及び標柱7号と13号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡海士町海士3523番	1号
” 3509番	2号
” 3510番	3号から5号まで
” 3522番	6号から8号まで
” 3514番	9号及び10号
” 3515番2	11号
” 3514番	12号
” 3516番4	13号

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、令和5年9月15日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年10月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

基本測量（航空重力測量）

2 作業期間

令和5年4月1日から同年7月31日まで

3 作業地域

島根県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年10月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和5年9月22日から令和6年1月10日まで

3 作業地域

出雲市湖陵町畑村地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について出雲市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年10月3日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和5年9月21日から令和6年2月17日まで
- 3 作業地域
出雲市神西沖町地内外

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年10月3日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和5年9月22日から令和6年1月12日まで
- 3 作業地域
仁多郡奥出雲町三成～横田地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年10月3日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和5年9月25日から同年10月13日まで
- 3 作業地域
邑智郡美郷町港地内

正 誤

令和5年3月31日付け島根県報号外第46号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
4	下から15	改める	、「再任用の任期の満了により」を「定年前再任用の任期の満了により」に改める
5	上から3	以下	イにおいて